

令和2年度 公益財団法人秋田県女性会館 第4回理事会議事録

1 日 時

2 令和3年3月19日（金）午後1時00分から午後4時25分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室(アトリオン7階)

3 出席者 理事現在数9名 定足数5名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 山田京子 理事 鈴木悠子
理事 鶩谷マツ 理事 小玉喜久子 理事 庄内公子 (以上7名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 中川聖子 理事 柴田照子 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第2号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書（案）について

第3号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書（案）について

第4号議案 令和3年度資金調達及び設備投資の見込み（案）について

第5号議案 次期の「理事及び監事の候補者名簿」の提出について

第6号議案 公益財団法人秋田県女性会館の事業の存廃や法人運営のあり方について

[報告事項]

①公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第2回評議員会の決議内容について

②行政財産使用許可について

③全国女性会館協議会第65回全国大会（秋田大会）第2回実行委員会について

④その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項・決議事項の順に審議に入った。

[報告事項]

①公益財団法人秋田県女性会館令和2年度第2回評議員会の決議内容について

このことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了解された。

②行政財産使用許可について

このことについて、代表理事、業務執行理事から、令和3年度行政財産使用許可申請について2月12日付けで県観光文化スポーツ部文化振興課より通知があり、2月24日付けで申請書の提出を行っていること、許可通知はまだないことが報告され、出席理事全員に了解された。

③全国女性会館協議会第65回全国大会（秋田大会）第2回実行委員会について

このことについて、代表理事から、3月2日に開催された第2回実行委員会の資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、同大会については共催することが第

3回理事会で決議されているが、代表理事、業務執行理事が実行委員としての運営にかかる実務には携わらないこととし、出席理事全員に了解された。

④その他

その他の報告として、代表理事から、公益法人インフォメーションを通じての行政への「事業計画書等の提出」の件について、提出期限が3月31日であること等の説明が行われ、出席理事全員に了解された。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

このことについて業務執行理事から資料に基づき、第2回評議員会でこの議案が承認されたこと、基本財産から財政の赤字補填のため500万円を取り崩し、財政調整資金に繰り入れて支出されることが説明された後、質疑が行われ、今後の厳しい財政状況、財政改善への万感の思いをもって出席理事全員に承認された。

第2号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書（案）について

このことについて、代表理事から資料に基づき、令和3年度事業実施にあたって「サステナブルな社会の実現」の視座をもって事業に取り組むことを基本方針とすること、重点施策として切迫した法人存続に関わる経営改善の具体的施策の実施を含む8点を定めることが説明された後、質疑が行われ出席理事全員に承認された。

第3号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館收支予算書（案）について

このことについて業務執行理事から資料に基づいて、県の立入検査での指導により令和3年度の予算案作成にあたっては、令和2年度実績を踏まえ、慎重に所要金額を算出した結果、前年度比で収入計が約540万円の減、支出計が約658万円の減となったこと、収入・支出の各項目ごと積算根拠の説明が行われた。その後、次のとおり質疑が行われ、出席理事全員に承認された。

・受取寄附金について

プラツル友の会サステナブルバザー収益見込みについて、バザー実施予定期数、売上見込額の説明が行われた。当法人への寄附に充てられる。

・生涯学習講座の受講料収入について

新設講座で約100万円、令和3年度より新規に受講者から徴収する光熱水費で約110万円の增收を見込んでいるが、前年度比32万円増と効果が見えない理由について、令和2年度当初受講者数362人に対し、令和3年度当初受講者数（予定）299人とコロナ禍に起因する受講生63人減で350万円の受講料減収による影響が考えられる。

・「サステナブルな社会の実現」の視座をもって行う事業の予算について

重点施策としての「サステナブルな社会の実現」の視座は、当法人が実施する全ての事業に係るものであり、支出科目として明記していないが、新たに事業を立ち上げる場合には、理事会の決議をもって事業費の支出を行うこととする。

・令和3年度収支予算書（案）の事業活動収支差額について

事業活動収支差額が、約472万円であるが、決算額がこれを上回らないよう役員・職員ともに努力することとする。

第4号議案 令和3年度資金調達及び設備投資の見込み（案）について

このことについて、代表理事から資料に基づき、見込まないことの説明が行われた後、質疑が行われ、出席理事全員に承認された。

第5号議案 次期の「理事及び監事の候補者名簿」の提出について

ことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、評議員会に提出する候補者名簿を作成するために継続して審議を行うこととし、出

席理事全員に承認された。

第6号議案 公益財団法人秋田県女性会館の事業の存廃や法人運営のあり方について

ことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、本議案は当法人の存続に係る重要事項であり、秋田県公益認定等委員会から発出予定の「公益法人の運営組織及び事業活動の状況の報告について（請求）」の回答期限である令和3年6月30日まで、十分な協議を重ね慎重な回答を提出しなければならないとし、継続して審議を行うことで出席理事全員に承認された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和3年 3月 30日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山万紀子



監事

小林章



監事

川越よし子

